

地域計画案公告

山辺町告示第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画を策定するので、同条第7項の規定により当該地域計画案（同条第3項の規定に基づく地図の案を含む。）を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画案について、山辺町に意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

山辺町長 安達春彦



1. 地域計画案の縦覧期間

令和7年3月 3日から
令和7年3月17日まで

2. 地域計画案の縦覧場所

山辺町役場農業委員会 山辺町緑ヶ丘5番地

3. 意見書の提出について

(1) 提出先

山辺町農業委員会

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。ただし郵送の場合は当日必着とする。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見書について要旨を取りまとめ処理結果を公告する。